

各 位

公益財団法人都市文化振興財団
理事長 児玉 宏紀（公印省略）

消費税率変更に伴う都城市総合文化ホール利用料金のお支払いについて（お知らせ）

かねてから、当ホールの利活用と健全な運営に格段のご理解とご協力をいただきまして、心よりお礼申し上げます。

さて、この度の消費税率変更に伴い、当ホールの施設料金も変更となります。

そのため、都城市から、公共施設の利用料金の取扱いについては、別添のとおり通知がありました。

つきましては、当ホールの施設利用日が、10 月 1 日以降になっているものは、すべて消費税 10% の利用料金を徴収することになります。すでに消費税 8% でいただいているお客様もいらっしゃいますが、以下の要領で取り扱うことになりましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、このような背景もあり、ご利用の皆様にご連絡が遅くなりましたことを、深くお詫び申し上げます。

（取扱要領）

(1) 対象利用料金の範囲

平成 27 年 4 月 1 日以降に申請された、令和元年 10 月 1 日以降に利用日が到来するご予約の施設・設備料金が該当いたします。

(2) 利用料金を既にお支払い済みの利用者様については、10 月 1 日以降に残りの消費税 2% 分の差額を郵送にてご請求させていただきます。

(3) 9 月 30 日までにご予約される場合、ご予約時の請求書は消費税 8%（現料金）でお出しし、10 月に残り 2% 分を請求させていただきます。

(4) 上記の（2）、（3）のどちらの場合も消費税 2% 分の追徴金のお支払い期限は、**10 月 15 日（火）**とさせていただきます。お支払いが困難な場合は、当館までお問い合わせください。

(5) 9 月中に消費税 10% 分料金のご請求・徴収はできませんのでご了承ください。

(6) 9 月 30 日迄の申請分で利用日が 10 月 1 日以降となるご予約を 10 月 1 日以降にキャンセルした場合、キャンセル料は消費税 10% の料金が適用されます。

文書取扱 公益財団法人都市文化振興財団
常務理事兼事務局長 児玉貞雄 TEL 0986-23-7140